

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文 目次

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係）	1
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（第二条関係）	31
○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（第三条関係）	32
○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第四条関係）	33
○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（第四条関係）	34
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（第四条関係）	35

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九條 削除</p> <p>第十六條 削除</p> <p>3 2 法第三十九條第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者が法第二十六條第一項の規定による変更の許可を受けなければなら</p> <p>九 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>一 八 (略)</p>	<p>（施設定期検査を受ける加工施設）</p> <p>第九條 法第十六條の五第一項に規定する加工施設のうち政令で定めるものは、加工設備本体、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに加工設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。</p> <p>（施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉施設）</p> <p>第十六條 法第二十九條第一項に規定する試験研究用等原子炉施設のうち政令で定めるものは、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設、貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。</p> <p>（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請等）</p> <p>第十九條 法第三十九條第一項の規定により試験研究用等原子炉又は試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>（新設）</p> <p>3 2 法第三十九條第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者が法第二十六條第一項の規定による変更の許可を受けなければなら</p>

ない事項は、第一項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項とし、法第二十六条第二項の規定による変更の届出をしなければならない事項は、第一項第一号又は第七号に掲げる事項とする。

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第二十条の五 法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 十 (略)

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第二十四条 削除

第二十八条 削除

ない事項は、第一項第三号、第四号、第六号又は第八号に掲げる事項とし、法第二十六条第二項の規定による変更の届出をしなければならない事項は、第一項第一号又は第七号に掲げる事項とする。

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第二十条の五 法第四十三条の三の二十五第一項の規定により発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 十 (略)

(新設)

(施設定期検査を受ける使用済燃料貯蔵施設)

第二十四条 法第四十三条の十一第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料(法第四十三条の四第一項の使用済燃料に該当するものに限る。)の受入施設、使用済燃料貯蔵設備本体、計測制御系統施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに使用済燃料貯蔵設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(施設定期検査を受ける再処理施設)

第二十八条 法第四十六条の二の三第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるものとする。

(施設定期検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄

第三十五条 削除

(廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請)

第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 六 (略)

七 廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

(使用前検査等を要する核燃料物質)

第四十一条 (略)

(法第六十一条の二十三の二第三号の政令で定める業務)

第五十八条 法第六十一条の二十三の二第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは法第六十八条第三項の規定により収去する試料又は

物管理施設)

第三十五条 法第五十一条の十第一項に規定する特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 特定第一種廃棄物埋設施設 廃棄物受入施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物埋設地の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの

二 特定廃棄物管理施設 廃棄物受入施設、廃棄物管理設備本体、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物管理設備の附属施設で原子力規制委員会規則で定めるもの

(廃棄物埋設地の譲受け等の許可の申請)

第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 六 (略)

(新設)

(施設検査等を要する核燃料物質)

第四十一条 (略)

(法第六十一条の二十三の二第三号の政令で定める業務)

第五十八条 法第六十一条の二十三の二第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは法第六十八条第四項の規定により収去する試料又は

同条第一項の規定により収去する試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去するものに限る。）

）の試験に関する調査研究を行うこと。

三・四（略）

（原子力検査官の定数及び資格）

第六十条 原子力検査官の定数は、五百六十一人とする。

2 原子力検査官は、次に掲げる事項について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及び核原料物質を使用する者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）

二 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置

三 製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設の構造及び性能

（削る）

（削る）

（削る）

同条第一項の規定により収去する試料（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去するものに限る。）

）の試験に関する調査研究を行うこと。

三・四（略）

（原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格）

第六十条 原子力施設検査官の定数は二百八十二人とする。

2 原子力保安検査官の定数は二百三十六人とする。

3 核物質防護検査官の定数は四十三人とする。

4 原子力施設検査官は加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

5 原子力保安検査官は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。）並びに製錬施設、加工施設、試験研究

(削る)

(外務省職員の立会いを要する立入検査等)

第六十一条 法第六十八条第八項の政令で定める場合は、国際原子力機関の指定する者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合(当該立入検査の際に同条第十三項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。)とする。

一 三 (略)

(手数料)

第六十五条 法第七十五条第一項(第八号を除く。)の規定により納付すべき手数料の額は、別表第一のとおりとする。

2 法第七十五条第一項第八号に掲げる者が同項の規定により納付すべき手数料の額は、九百四十一万四千四百円を超えない範囲内において実費を勘案して原子力規制委員会規則で定める額とする。

3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第二に掲げる独立行政法人とする。

別表第一(第六十五条関係)

用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処
理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の構造
及び性能について、相当の知識及び経験を有する者でなければ
ならない。

6 核物質防護検査官は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原
子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処
理事業者、廃棄事業者又は使用者が講ずべき特定核燃料物質の防
護のために必要な措置について、相当の知識及び経験を有する者
でなければならぬ。

(外務省職員の立会いを要する立入検査等)

第六十一条 法第六十八条第九項の政令で定める場合は、国際原子力機関の指定する者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合(当該立入検査の際に同条第十四項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。)とする。

一 三 (略)

(手数料)

第六十五条 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料(次項に規定する溶接検査に係るものを除く。)の額は、別表第一のとおりとする。

2 法第十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十一条の九第一項若しくは第四項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受けようとする者が法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表第二のとおりとする。

3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第三に掲げる独立行政法人とする。

別表第一(第六十五条関係)

二十	九 十 十		九	一 八	番号
<p>法第二十八条第三項の確認を受けようとする者</p> <p>イ 臨界実験装置に係る確認</p> <p>ロ 熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る確認</p> <p>ハ 熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉に係る確認</p>	(略)	(削る)	法第十六条の第三項の確認を受けようとする者	(略)	手数料を納付すべき者
(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	金額

二十一	十 十 十	十	九	一 八	番号
<p>法第二十八条第一項の使用前検査を受けようとする者</p> <p>イ 臨界実験装置に係る使用前検査</p> <p>ロ 熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る使用前検査</p> <p>ハ 熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉に係る使用前検査</p>	(略)	法第十六条の五第一項の施設定期検査を受けようとする者	法第十六条の第三第一項の使用前検査を受けようとする者	(略)	手数料を納付すべき者
(略)	(略)	二百三十四万九千五百円（電子申請等による場合にあつては、二百三十四万六千五百円）	(略)	(略)	金額

三十	九 二十 二十一	(削る)
イ 発電用原子炉の設置又 又は第二項の認可を受けようとする者	(略)	(削る)
(略)	(略)	(削る)

三十二	一 三十 三十三	二十二
イ 発電用原子炉の設置又 又は第二項の認可を受けようとする者	(略)	<p>法第二十九条第一項の施設定期検査を受けようとする者</p> <p>イ 臨界実験装置に係る施設定期検査</p> <p>ロ 熱出力が百キロワット以下の試験研究用等原子炉（臨界実験装置を除く。）に係る施設定期検査</p> <p>ハ 熱出力が百キロワットを超える試験研究用等原子炉に係る施設定期検査</p>
(略)	(略)	<p>二十九万八千五百円（電子申請等による場合にあつては、二十九万六千四百円）</p> <p>五十四万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、五十四万五千五百円）</p> <p>百四十六万四千九百円（電子申請等による場合にあつては、百四十六万二千八百円）</p>

	三十一
<p>は発電用原子炉の基数の増加に係る設計及び工事の計画の認可</p> <p>ロ その他の設計及び工事の計画の認可又は変更の</p>	<p>法第四十三条の三の十一第三項の確認を受けようとする者</p> <p>イ 発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事に係る確認</p> <p>ロ 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下この項において「燃料体」という。）であつて、これを構成する燃料棒の数の総数（燃料体が燃料棒で構成されていない場合にあつては、燃料体の数の総数。以下この項において同じ。）が千個以下のものに係る確認（ハに掲げるものを除く。）</p>
	<p>千四百四万七千三百円（電子申請等による場合にあつては、千四百四万五千二百円）</p> <p>十二万六千円（電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円）</p> <p>六万三千円（電子</p>
（新設）	）
<p>は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の計画の認可</p> <p>ロ その他の工事の計画の認可又は変更の認可</p>	（新設）
（新設）	

(削る)	<p>て、これを構成する燃料棒の数の総数が千個以下のものに係る確認</p> <p>二 燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個を超えるものに係る確認(ホに掲げるものを除く。)</p> <p>ホ 輸入した燃料体であつて、これを構成する燃料棒の数の総数が千個を超えるものに係る確認</p> <p>へ その他の確認</p>	(削る)	<p>申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円)</p> <p>十二万六千六百円(電子申請等による場合にあつては、十一万九千三百円)に千個を超える千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額</p> <p>六万三千円(電子申請等による場合にあつては、五万九千六百五十円)に千個を超える千個又はその端数を増すごとに四万九千四百円を加算した額</p> <p>五十九万三千五百円(電子申請等による場合にあつては、五十九万二千二百円)</p>
三十三	<p>法第四十三条の三の十一第一</p>		

(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
三十六	三十五	
<p>法第四十三條の三の十三第三項の審査を受けようとする者</p> <p>イ 溶接箇所が三百箇所以内の原子炉容器等に係る溶接事業者検査の実施に</p>	<p>イ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個以下の燃料体検査</p> <p>ロ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個を超える燃料体検査</p>	<p>法第四十三條の三の十二第四項の燃料体検査を受けようとする者</p> <p>イ 燃料体を構成する燃料棒の数の総数が千個以下の燃料体検査</p>
百十四万四千百円	<p>六万三千円（電子申請等による場合に於ては、五万九千六百五十円）</p> <p>六万三千円（電子申請等による場合に於ては、五万九千六百五十円）</p> <p>六万三千円（電子申請等による場合に於ては、五万九千六百五十円）</p>	<p>六万三千円（電子申請等による場合に於ては、五万九千六百五十円）</p> <p>六万三千円（電子申請等による場合に於ては、五万九千六百五十円）</p> <p>六万三千円（電子申請等による場合に於ては、五万九千六百五十円）</p>
	<p>千四百円を加算した額</p> <p>増すごとに四万九千四百円を加算した額</p>	<p>千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額</p> <p>千個を超える千個又はその端数を増すごとに九万八千八百円を加算した額</p>

(削る)	四十二	三十二 四十	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	法第四十三条の九第三項の確 認を受けようとする者	(略)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)

五十	四十九	三十九 四十	三十八	三十七	
法第四十三条の十一第一項の 施設定期検査を受けようとする 者	法第四十三条の九第一項の使 用前検査を受けようとする者	(略)	法第四十三条の三の十六第四 項の審査を受けようとする者	法第四十三条の三の十五第一 項の施設定期検査を受けよう とする者	に係る体制についての審査 ロ 溶接箇所が三百箇所を 超える原子炉容器等に係 る溶接事業者検査の実施 に係る体制についての審 査
六十六万三千七百 円(電子申請等に よる場合にあつて は、六十六万二千 五百円)	(略)	(略)	二千九百二十九万 四千元	二百二十五万九千 七百元(電子申請 等による場合にあ つては、二百二十 五万五千六百元)	百十四万四千五百 円に三百箇所を超え る百五十箇所又は その端数を増すご とに五十七万二千 円を加算した額

六十	五十九	五十二 五十一	（削る）	五十一	四十三 五十
法第五十一条の八第三項の認可を受けようとする者	法第五十一条の七第一項又は第二項の認可を受けようとする者 イ 特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の計画の認可 ロ 特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画の認可	（略）	（削る）	法第四十六条第三項の確認を受けようとする者	（略）
（略）	（略）	（略）	（削る）	（略）	（略）

六十九	六十八	六十一 六十	六十	五十九	五十一 五十
法第五十一条の八第一項の使用前検査を受けようとする者	法第五十一条の七第一項又は第二項の認可を受けようとする者 イ 特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法の認可 ロ 特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法の認可	（略）	法第四十六条の二の三第一項の施設定期検査を受けようとする者	法第四十六条第一項の使用前検査を受けようとする者	（略）
（略）	（略）	（略）	六百二十一万千円 （電子申請等による場合にあつては、六百二十万七千九百円）	（略）	（略）

七十	九 六十一	(略)	(削る)	(削る)	イ 特定第一種廃棄物埋設施設に係る確認 ロ 特定廃棄物管理施設に係る確認
(略)	(略)	(略)	(削る)		

八十	九 七十一	(略)	七十	法第五十一条の十第一項の施設定期検査を受けようとする者	イ 特定第一種廃棄物埋設施設の工事及び性能に関する使用前検査 ロ 特定廃棄物管理施設の使用及び性能に関する使用前検査
(略)	(略)	二百二十万八千六百円(電子申請等による場合にあつては、二百二十四万七千七百円)		二百五十二万二千二百円(電子申請等による場合にあつては、二百五十二万八千円)	

<p>3 </p> <p>外径又は最大外のりが 十五センチメートル以上 五十センチメートル未満 のもの</p> <p>(1) 長さ五メートル未満 のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル以上 のもの</p>	<p>十三万五千三百円 に五メートルを超える 五メートル又は はその端数を増す ごとに六万七千七 百円を加算した額</p>
<p>4 </p> <p>外径又は最大外のりが 五十センチメートル以上 一メートル未満のもの</p> <p>(1) 長さ五メートル未満 のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル以上 のもの</p>	<p>二十七万八千七百 円 二十七万八千七百 円に五メートルを 超える五メートル 又はその端数を増 すごとに十三万九 千四百円を加算し た額</p>
<p>5 </p> <p>外径又は最大外のりが 五十センチメートル以上 一メートル未満のもの</p> <p>(1) 長さ五メートル未満 のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル以上 のもの</p>	<p>六十万八千円 六十万八千円に五 メートルを超える</p>

<p>5 外径又は最大外のりが 一メートル以上二メー ル未満のもの</p>	<p>(1) 長さ五メートル未満 のもの (2) 長さ五メートル以上 のもの</p>	<p>6 外径又は最大外のりが 二メートル以上五メー ル未満のもの (1) 長さ五メートル未満 のもの (2) 長さ五メートル以上 のもの</p>	<p>7 外径又は最大外のりが 五メートル以上十メー ル未満のもの</p>
<p>五メートル又はそ の端数を増すごと に三十万四千百円 を加算した額</p>	<p>八十五万九千五百 円 八十五万九千五百 円に五メートルを 超える五メートル 又はその端数を増 すごとに四十二万 九千八百円を加算 した額</p>	<p>百九万二千二百円 百九万二千二百円 に五メートルを超 える五メートル又 はその端数を増す ごとに五十四万六 千二百円を加算し た額</p>	

<p>(1) 長さ五メートル未満のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル以上のもの</p>	<p>8 外径又は最大外のりが十メートル以上十五メートル未満のもの</p> <p>(1) 長さ五メートル未満のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル以上のもの</p>	<p>9 外径又は最大外のりが十五メートル以上二十メートル未満のもの</p> <p>(1) 長さ五メートル未満のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル以上のもの</p>
<p>百五十七万七千七百円</p> <p>百五十七万七千七百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに七十八万九千円を加算した額</p>	<p>百六十六万二千二百円</p> <p>百六十六万二千二百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに八十三万千円を加算した額</p>	<p>百九十八万八千円</p> <p>百九十八万八千円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに九十九万四</p>

額 千 百 円 を 加 算 し た	10 外 径 又 は 最 大 外 の り が 二 十 メ ー ト ル 以 上 二 十 五 メ ー ト ル 未 満 の もの	二 百 三 十 二 万 二 百 円	(1) 長 さ 五 メ ー ト ル 未 満 の もの	二 百 三 十 二 万 二 百 円	(2) 長 さ 五 メ ー ト ル 以 上 の もの	二 百 三 十 二 万 二 百 円 に 五 メ ー ト ル を 超 え る 五 メ ー ト ル 又 は そ の 端 数 を 増 す ご と に 百 十 六 万 二 百 円 を 加 算 し た	11 外 径 又 は 最 大 外 の り が 二 十 五 メ ー ト ル 以 上 三 十 メ ー ト ル 未 満 の もの	二 百 六 十 六 万 二 千 八 百 円	(1) 長 さ 五 メ ー ト ル 未 満 の もの	二 百 六 十 六 万 二 千 八 百 円	(2) 長 さ 五 メ ー ト ル 以 上 の もの	二 百 六 十 六 万 二 千 八 百 円 に 五 メ ー ト ル を 超 え る 五 メ ー ト ル 又 は そ の 端 数 を 増 す ご と に 百 三 十 三 万 千 四 百 円 を 加 算 し た	12 外 径 又 は 最 大 外 の り が 三 十 メ ー ト ル 以 上 四 十 メ ー ト ル 未 満 の もの	二 百 九 十 一 万 千 四 百 円	(1) 長 さ 五 メ ー ト ル 未 満 の もの	二 百 九 十 一 万 千 四 百 円
---	--	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	--	---	--	---	--

(2) 長さ五メートル以上のもの

二百九十一万四千四百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに百四十五万五千七百円を加算した額

13

外径又は最大外径が四十メートル以上五十メートル未満のもの

三百二十九万七千四百円

(1) 長さ五メートル未満のもの

三百二十九万七千四百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに百六十四万八千八百円を加算した額

14

外径又は最大外径が五十メートル以上のもの

三百六十五万九千九百円

(1) 長さ五メートル未満のもの

三百六十五万九千九百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに百八十二万六千九百円を加算した額

(二)

試験研究用等原子炉施設

(一)の額の四倍の額

<p>設の損壊の際に自動閉鎖弁の作動により冷却材に対する圧力障壁を形成する一連の施設に属する容器</p>	額
<p>(三) 再処理施設に属する使用済燃料溶解槽、プルトニウム溶液蒸発缶、高放射性廃液蒸発缶又は高放射性廃液貯槽</p>	<p>(一)の額の四倍の額</p>
<p>(四) 加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する容器のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトニウムの放射能濃度が三十七キロボクレル毎立方センチメートル以上の液体を内包するもの若しくは使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上のものを内包するもの又はこれらの容器の排気処理系統に属する容器であつてプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の気体若</p>	<p>(二)の額の二倍の額</p>

	<p>しくは放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの（三三）に掲げるものを除く。）</p> <p>(五) 原子炉格納容器</p> <p>(六) (三三)又は(四)に掲げる容器の損壊の際に当該容器が内包する液体の漏えいの拡大を防止するための容器</p> <p>(七) 六ふつ化ウランの加熱容器</p> <p>(八) 管（九）から（十一）までに掲げるものを除く。）</p> <p>1 外径百ミリメートル未満のもの</p> <p>(1) 長手継手のもの</p> <p>イ 継手の長さ五十七センチメートル未満のもの</p> <p>ロ 継手の長さ五十七センチメートル以上五メートル未満のもの</p> <p>ハ 継手の長さ五メートル以上のもの</p>	
(2) 周継手のもの		<p>(一)の額にその半額を加えた額</p> <p>(二)の額の半額</p> <p>(一)の額の半額</p> <p>溶接一箇所につき</p> <p>五千三百円</p> <p>一万七百元</p> <p>一万七百元</p> <p>一万七百元に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに五千三百円を加算した額</p>

イ 継手に係る管の外 径五十ミリメー トル未満のもの	三千四百円
ロ イ以外のもの	四千九百五十円
2	
外径百ミリメートル以 上二百五十ミリメー トル未満のもの	
(1) 長手継手のもの	一万七百元
イ 継手の長さ五十セ ンチメートル未満の もの	一万七百元
ロ 継手の長さ五十セ ンチメートル以上五 メートル未満のもの	二万六百元
ハ 継手の長さ五メー トル以上のもの	二万六百元に五メ ートルを超える五 メートル又はその 端数を増すごとに 一万三百円を加算 した額
3 (2) 周継手のもの	九千四百円
3	
外径二百五十ミリメー トル以上五百ミリメー トル未満のもの	
(1) 長手継手のもの	一万四千二百円
イ 継手の長さ五十セ ンチメートル未満の もの	一万四千二百円
ロ 継手の長さ五十セ ンチメートル以上五 メートル未満のもの	二万六千三百円

ロ 継手の長さ五十センチメートル以上五メートル未満のもの ハ 継手の長さ五メートル以上のもの	(2) 周継手のもの	6 外径千五百ミリメートル以上二千ミリメートル未満のもの	(1) 長手継手のもの	イ 継手の長さ五十センチメートル未満のもの ロ 継手の長さ五十センチメートル以上五メートル未満のもの ハ 継手の長さ五メートル以上のもの	(2) 周継手のもの	7 外径二千ミリメートル以上三千ミリメートル未満のもの (1) 長手継手のもの	四万四千九百円	四万四千九百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに二千四百円を加算した額 二万六千円	二万五千六百元	五万二千二百円	五万二千二百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに二万五千六百円を加算した額 三万八千円
---	------------	--------------------------------	-------------	--	------------	--	---------	--	---------	---------	--

イ 継手の長さ五十七センチメートル未満のもの	四万九百円
ロ 継手の長さ五十七センチメートル以上五メートル未満のもの	八万七千七百円
ハ 継手の長さ五メートル以上のもの	八万七千七百円に五メートルを超えるメートル又はその端数を増すごとに四万九百円を加算した額
8 (2) 外径三千ミリメートル以上のもの	六万九百円
(1) 長手継手のもの	五万六千百円
イ 継手の長さ五十七センチメートル未満のもの	十一万二千四百円
ロ 継手の長さ五十七センチメートル以上五メートル未満のもの	十一万二千四百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに五万六千三百円を加算した額
ハ 継手の長さ五メートル以上のもの	八万百円
(九) (2) 再処理施設に属する使用済燃料溶解槽、プルトニウム	(八)の額の二倍の額

ウム溶液蒸発缶、高放射性
廃液蒸発缶又は高放射性廃
液貯槽に附属する管

(十) 加工施設、再処理施設
、特定第一種廃棄物埋設施
設、特定廃棄物管理施設又
は使用施設等に属する管の
うち、使用済燃料を溶解し
た液体を内包するもの、プ
ルトニウムの放射能濃度が
三十七キロボクレル毎立方
センチメートル以上の液体
を内包するもの若しくは使
用済燃料を溶解した液体か
ら核燃料物質その他の有用
物質を分離した残りの液体
であつて放射性物質の濃度
が三十七メガベクレル毎立
方センチメートル以上のも
のを内包するもの又はこれ
らの液体を内包する容器の
排気処理系統に属する管で
あつてプルトニウムの放射
能濃度が三十七ミリベクレ
ル毎立方センチメートル以
上の気体若しくは放射性物
質の濃度が三十七ベクレル
毎立方センチメートル以上
の気体を内包するもの(九
)に掲げるものを除く。

(十一) ダクト

(八)の額にその半
額を加えた額

(八)の額の半額

四	三	二
<p>非耐圧部材の取付けのみに係る溶接であつて改造又は修理のためのものについて法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十</p>	<p>改造又は修理のための溶接について法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十一条の三第一項の溶接検査を受ける物（次の項及び五の項に掲げるものを除く。）</p> <p>(一) 容器</p> <p>(二) 管</p>	<p>非耐圧部材の取付けのみに係る溶接について法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十一条の三第一項の溶接検査を受ける物（四の項から六の項までに掲げるものを除く。）</p>
<p>非耐圧部材一個につき 五千三百円</p>	<p>一個につき 十七万七千六百円 溶接一箇所につき 一万九千五百円</p>	<p>非耐圧部材一個につき 三千五百五十円</p>

六	五	
<p>法第十六条の四第四項、第二十八條の二第四項、第四十三條の十第四項、第四十六條の二第四項、第五十一條の九第四項又は第五十五條の三第一項の溶接検査を受ける物（法第五十五條の三第一項の溶接検査を受ける物にあつては、溶接をした使用施設等であつて輸入したものに限る。）</p>	<p>工場又は事業所の構内のうち放射線管理のため人の出入り等の管理が行われている区域であつて原子力規制委員会規則で定めるものの内において改造又は修理のための溶接について法第十六条の四第一項、第二十八條の二第一項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項又は第五十五條の三第一項の溶接検査を受ける物</p>	<p>第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項又は第五十五條の三第一項の溶接検査を受ける物（次の項に掲げるものを除く。）</p>
<p>一の項又は二の項の額の半額</p>	<p>三の項又は四の項の額の二倍の額</p>	

別表第二
(第六十五條關係)
(略)

別表第三
(第六十五條關係)
(略)

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、法の規定（法第四十三條の三の八第一項（法第四十三條の三の五第二項第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三條の三の九から第四十三條の三の十一まで、第四十三條の三の十四、第四十三條の三の十六、第四十三條の三の二十四、第四十三條の三の二十七、第四十三條の三の二十九並びに第四十三條の三の三十三、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項から第七項まで並びに法第六十一條の二の二の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、法第四十三條の三の三十四第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を」とあるのは「当該廃止措置に関する事項を実施計画（第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。）に」と、「原子力規制委員会」とあるのは「第六十四条の三第一項又は第二項の」と、同条第三項中「第四十三條の三の五第一項の許可は、第四十三條の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」とあるのは「第四十三條の三の五第一項の許可」とする。</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、法の規定（法第四十三條の三の八第一項（法第四十三條の三の五第二項第五号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三條の三の九から第四十三條の三の十六まで（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）、第四十三條の三の二十四、第四十三條の三の二十七、第四十三條の三の二十九（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）並びに第四十三條の三の三十三（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）の規定に適用する。この場合において、法第四十三條の三の九第三項第一号の規定の適用については、同号中「又は同条第三項」とあるのは「、同条第三項」と、「届け出たところ」とあるのは「届け出たところ又は第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可を受けたところ」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十二条第二項第十号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）</p> <p>八～二十三 （略）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は同法第五十三条第二号の使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第四十二条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）</p> <p>八～二十三 （略）</p>

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十二条第二項第十号の使用施設等</p> <p>八～二十四 （略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十三条第二号の使用施設等</p> <p>八～二十四 （略）</p>

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質の取扱いを行う同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等</p> <p>八～二十四（略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第三条第二項第二号に規定する製錬施設、同法第十三条第二項第二号に規定する加工施設、同法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質の取扱いを行う同法第五十三条第二号に規定する使用施設等</p> <p>八～二十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財 政上の措置等） 第五十一条（略） 256（略） 7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次 に掲げる措置とする。</p> <p>一 原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等（原子力 基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定す る原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核 燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年 政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの 及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物 質及び原子炉の規制に関する法律第五十二条第二項第十号に規 定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法第二条 第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備 法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に 該当するもの以外のものをいう。以下この号、第五号、第十六 号及び第十九号において同じ。）の設置がその区域内において 行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に 隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりイ又 はロに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定め る基準に適合するものに限る。）に対して行うイ又はロに掲げ る交付金の交付及び所在都道府県又は所在都道府県に隣接する 都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に 対して行うハに掲げる交付金の交付</p> <p>イ5ハ（略）</p>	<p>（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財 政上の措置等） 第五十一条（略） 256（略） 7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次 に掲げる措置とする。</p> <p>一 原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等（原子力 基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定す る原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核 燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年 政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの 及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物 質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号に規定する 使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法第二条第四号 に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行 令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当す るもの以外のものをいう。以下この号、第五号、第十六号及び 第十九号において同じ。）の設置がその区域内において行われ 、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接す る都道府県（次条第一項各号の定めるところによりイ又はロに 掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準 に適合するものに限る。）に対して行うイ又はロに掲げる交付 金の交付及び所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府 県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して 行うハに掲げる交付金の交付</p> <p>イ5ハ（略）</p>

二〇十九 (略)

二〇十九 (略)